

守口市立学校他消防用設備等保守点検業務委託 仕様書

1. 総則

消防法第17条の3の3、建築基準法第12条第4項及びこれに関する政令及び省令等の関係規定に基づき、消防用設備等の点検及び点検結果報告書の作成業務を行うものとする。

2. 点検実施対象施設

点検の対象施設は、別紙「守口市立学校他消防用設備等保守点検業務委託 施設一覧表」に記載した小学校（12校）、中学校（7校）、義務教育学校（1校）及びさんあい広場（さた）の消防設備及び防火設備（別紙「消防設備等一覧表」）とする。

3. 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

別紙「守口市立学校他消防用設備等保守点検業務委託 施設一覧表」のとおり。

点検実施可能日は、原則夏休み期間及び冬休み期間とする。なお、学校管理者との協議により、平日の放課後、土曜日、日曜日、祝日でも可能とする。

ただし、学校行事等を考慮すること。

4. 点検実施従事者

（1）消防用設備点検

消防設備士（甲種第1類～第5類・乙種第6類・第7類）の資格を有する者であり、消防用設備等の構造及び操作を熟知した従事者とする。

（2）防火設備点検

一級建築士、二級建築士又は防火設備検査員の資格を有する者とする。

なお、点検作業実施の際には、作業者の所属会社名、氏名を明らかにし、社員証、資格証等点検有資格者であることを示した上で学校管理者の許可を受けること。

5. 点検内容

（1）点検の内容及び方法は、自動火災報知機・屋内消火栓設備・避難器具・消火器具・誘導灯・非常放送設備・防火扉等の機器点検及び総合点検とする。

（2）未警戒部分等消防法不適合箇所の確認・報告及び不適合箇所改修に係る積算も本委託業務に含む。なお、本仕様書及び別紙の消防設備一覧表に記載されて

いる設備以外に消防法等の基準上、点検すべき設備がある場合は、点検を実施し、点検結果報告書及び別紙により報告すること。

6. 点検回数

(1) 消防用設備点検

消防法施行規則第31条の6第1項及び平成16年消防庁告示第9号により、機器点検は6ヶ月に1回で計2回（夏休み及び冬休み期間中が望ましい）、総合点検は1年に1回とする。

(2) 防火設備点検

建築基準法施行規則第6条の2第1項より、1年に1回とする。

※別紙「守口市立学校他消防用設備等保守点検業務委託 施設一覧表」のとおり。

7. 緊急対応

契約期間中（夜間及び休日を含む）は、学校、教育委員会からの緊急連絡に対応し、応急処置すること。ただし、これに要する費用は、本業務内に含める。また、修理が必要な場合は、委託者と別途協議する。

対応後、不良箇所について、原因を調査し、点検不良箇所報告書（様式自由）を作成すること。

8. 消防設備に関する説明及び指導

総合点検終了時に、各学校の防火責任者に各消防設備の取り扱い及び避難器具の使用方法について説明すること。器具の収納など訓練の後処理に係る指導も併せて行うこと

9. 点検結果報告書様式

(1) 消防用設備点検

消防法施行規則第31条の6第3項の規定に基づき消防庁長官が定めたものとする。

(2) 防火設備点検

建築基準法施行規則第6条第3項の規定を準用し、同法別記第36号の8様式による報告書及び同法別記第36号の9様式による定期検査報告概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えたものとする。

10. 業務の着手

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに打合せを開始すること。
- (2) 上記(1)の打合せ後、各学校管理者及び教育委員会と日程調整を行い、点検作業日程表を教育委員会へ提出すること。

11. 成果品

- (1) 消防用設備点検結果報告書及び防火設備点検結果報告書
2部（教育委員会保管分及び各施設保管分）
※防火管理者、立会者の記名及び押印があるもの。
※教育委員会保管分については、別紙の消防設備一覧表の順にチューブファイル（A4サイズ）に綴り提出すること。
- (2) 点検作業日程表、緊急連絡先表及び点検作業者（資格証写し含む）一覧
各1部
- (3) 不良箇所報告書（不良箇所一覧及び不良箇所写真）
各1部
- (4) 点検状況写真
各1部
※各種の点検状況を撮影したものを学校毎に作成すること。
- (5) 警戒区域一覧図
各1部
※A4サイズでラミネート加工済のものとする。
- (6) 不良箇所改修に係る積算書
1部
- (7) 消防設備等一覧表
指定の「消防設備等一覧表」に数量等記載の上、提出のこと。
- (8) (1) から(5)及び(7)のデータ（CD-R）
1式
※(3)及び(7)のデータについてはExcelもしくはWord形式を基本とする。
※(1)(2)(4)(5)のデータについてはPDF方式とする。

12. 点検結果報告書等提出

上記11.の成果品に基づき、教育委員会に点検結果を報告し、判定についても十分に説明を行うこと。なお、緊急性を要するものについては適宜報告を行うこと。

また、業務完了後においても、不明箇所等が生じた場合は必要に応じて補足説明等の処置をとること。

なお、消防設備点検報告の実施周期については3年に1回とし、以下の通りである。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
●	—	—	●	—	—	●

●：消防設備点検報告を実施

—：消防設備点検報告を実施しない

13. 支払方法

(1) 年1回払

(2) 受託者は、当該業務を完了したときは、委託者の指定する場所に上記11.の成果品を納入するとともに上記12.の報告を行い、完了検査を受けること。

(3) 受託者は、前項の検査に合格したときは、委託者の定める手続き及び書式に従って、速やかに請求すること。

14. 施設の統合等に基づく解約について

契約期間中に施設の統合、建設、解体に伴う金額の増減等があった場合は契約変更に応じること。

15. その他

(1) 本業務は、この仕様書に基づくほか、守口市契約規則並びに関係諸法令等を遵守すること。

(2) 建物等に損害を与えないように注意すること。万が一、事故等が生じた場合、受託者の責任において賠償すること。

(3) 本市仕様書等に相違があれば、訂正すること。

(4) 点検作業終了後、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認し、原状に復すること。

(5) この仕様書に定めがない事項は、委託者と協議の上、定める。